

우주사고와 손해배상

宇宙事故と損害賠償責任

金 選 二(Kim, Sun Ihee)
韓国航空大学校 航空宇宙法学科

I. 序論

現在宇宙空間¹⁾には数千個の人工衛星が多様な活動を展開している。韓国もすでに1992年を 宇宙開発元年にし世界で22番目の人工衛星保有国になったし、1993年には大氣圈オゾン探査ロケット科学1号 を発射し、1995年には通信衛星無窮花1号 を発射した。このように地球軌道を回っている各国の衛星は放送、通信、軍事、気象、資源探査など、各種の宇宙活動に利用されている。宇宙活動の増加は必然的にその媒体 である宇宙物体 の増加をもたらし、その結果、宇宙物体 の衝突可能性および宇宙物体 が宇宙や地球に脅威になりつつある。そしてはやくも1959年国連特別委員会で宇宙物体 により生じた損害に関する協約の必要性を認め、長期間の準備作業の末、1971年国際連合総会はその被害者救済のための責任協約(Convention on International Liability for Damage caused by Space Objects)を承認した。

この協約に基づいて宇宙物体 により生じた損害に対して損害賠償責任を問つたはじめてのCaseはCosmos954号 事件でその内容は次の通りである。
“1977年ソ連の海洋監視衛星であるCosmos954号 墜落事件は宇宙物体 の墜

1) 宇宙空間はどこからであろうか。現在宇宙開発の現実的な問題を解決しうる領空と宇宙空間の境界劃定に対する明確な根據はない。ただ様 な発際機構や発際會議の結果、発際慣習法上宇宙空間の境界100—110kmと見るのが妥 である。領空には“完全で排他的な主権”が存在するのでどの発によっても不法的に侵入されなければならない。他方、宇宙空間の法的地位について宇宙条約第1条に宇宙は“人類共同の遺産”という概念の下で領有が禁じられている。領空の範 を高度100—110kmと見ると竜食うの範囲内に入ってきた宇宙物体に対する領空主権を行使できるのであるか、UN總会法律小委員会でソ連代表たちは宇宙物体は宇宙空間から飛行する時、通過する空域で当該 発家の領空を通過する権利を持ちうると主張した。また、NASA法令第308条によると宇宙往復線は宇宙物体への発射時と歸還時他 発の領空を宇宙物体は通過できる法的地位が確保された。

落により被害を受けた事件である。ソ連は海洋監視衛星に核動力装置をつけ高度270kmの低軌道へ進入させた。長さ約16m、直径2mであったこの衛星はU235を50kgを貯蔵した原子炉を動力原で使っていた。ところがこのCosmos954号は圧力系統の故障で1977年11月1日軌道を離脱し、ソ連地上管制所の復旧努力にもかかわらず墜落はじめ1978年1月4日カナダ北西地域である‘Great Slave Lake’に墜落し、800kmにわたって破片が散在していた。残骸に対する探索と回收作業のことでカナダはソ連に600万ドルを請求したがソ連は300万ドルをカナダに賠償した。”

このほかにも宇宙物体が地球に落ちることは度あつたし、これからも増えるであろう。そこで本稿では宇宙物体により被害者が被った損害に対して宇宙物発射国の賠償責任を定めている責任協約(Convention on International Liability for Damage caused by Space Objects)を中心にして宇宙事故発生時の損害賠償責任について考察する。

Ⅱ. 責任要件

発射国は自分の宇宙物体により生じた損害に対して賠償する責任がある。責任協約の目的を達成するためには協約上の責任要件である“損害”“発射”“宇宙物体”的意味を明らかにする必要がある。

1. 損害(Damage)

協約上の責任が成立するためには実際に損害が発生しなければならない。責任協約²⁾第1条で“損害”について定めている。この損害の概念の中には人的損害と物的損害が含まれる。しかし、損害の意味をどのように解釈するかによって損害算定の範囲が異なってくるが協約はこのことについて定めていない。

2) 論文の後ろに付録としてつけておく。

例えば直接損害以外に間接損害³⁾が含まれるかどうか、損害防止のためにとられた措置にともなう費用は含まれるかどうか、はつきりしていない。また身体的損害以外に精神的・社会的福祉侵害も含まれるかなどについて多くの疑問があるがために学者により多様な解釈がなされてきた。⁴⁾まず人的損害の死亡の意味については学者の間で争いがないが“障害”または“その他健康侵害”的解釈にめぐっては争いがある。損害の概念の中に身的障害と疾病を含ませるには問題ない。⁵⁾しかし非肉體的損害や疾病はどのように扱うべきであるか、WHO憲章によると、“健康というのは完全な肉体的・精神的・社会的福祉状態であつて單に疾病や病弱な状態の不在ではない”。このようにみると健康侵害というのは肉体的侵害だけではなく精神的・社会的福祉の侵害が含まれると解すべきである。したがつて苦痛をともなう精神的侵害も当然損害の範疇に含まれると見える。要するに責任協約上人的損害においては死亡は勿論宇宙活動の結果 牝者らの被つた肉体的・精神的損害に対する直接損害であれ、間接損害であれ、賠償義務があると言えよう。

續いて物的損害に対する概念である、直接損害については争いはない。⁶⁾しかし間接損害をどこまで含ませるかについては争われている。また事故には人的損害と物的損害がともにつくのが普通である。ところが人的損害の場合その直接被害者以外の第3者の被る 経済的喪失利益である間接損害が協約上の損害の概念に含まれているかどうか明らかでない。例えば被用者が宇宙物体によって傷害を受け、働かなくなつた結果、使用者の被る経済的損失がこれに 当るであろう。この例にみる損害以外の間接損害の例としては財産それ自体の価値的損害以外にその財産の産み出すと期待される利益の喪失や事業上の障礙による喪失利益、使用者が被用者に払う医療費などが財産上の間

3) 協約案を準備・議論する間いくつの代表者たちは間接損害に対する問題は実務上大きな問題を引き起こし得ることを指摘したが結局賠償は発際法及び公平と正義の原則に適合に決めるべきであると決定した(責任協約 第12条)。

4) この問題に対して学説は間接損害や精神的損害も条約の対象になるという立場、即ち損害を廣義に解釋して原因行爲と結果発生とを相因縁関係を基準にして事例ごとに判断するという見解と一般的に相当因縁関係を取りながら精神的損害や逸失利益に対しては条約上損害の定義が有形的(物的)損害に限定していることであり、発射発の発内法の適用余地があるということを理由とした否定的な見解がある(要林忠南、解説宇宙法資料集、慶通信、23-24頁。)。

5) 例えば、宇宙物体の破片が人を強打、それにより腕が切断されさらに破傷風に感染され疾病にかかるとしたらこれは健康侵害にあたるであろう。

6) 例えば、宇宙物体が家屋に落ちて損害が生じたとしたらこれは直接損害として見なされ賠償が受けられる。

接損害に当る。財産上の間接損害については国によってその扱い方が異なる。しかし国際法体系が異なるということでA国の国民は賠償をもらい、B国の国民はもらわないと言うのは賠償決定において正義と公平を基本にする協約精神⁷⁾に反する。したがって財産上の間接損害も含ませるのが妥である。

2. 発射(Launching)・発射国(Launching State)

発射

宇宙活動は宇宙物の発射から宇宙物体の回収までの間、行われるのが普通であり、宇宙物体により生じた損害に対する賠償責任もこの期間中行われた宇宙活動からはじまると言えよう。したがって宇宙物体として見なされるために宇宙物体を宇宙へ発射する発射国の発射行為が前提である。

協約上定められている“発射”の意味はどのように捉えるべきであろうか。協約ではただ“発射は試験発射(Attempted launching)を含む”⁸⁾と定めてい るだけで、発射と試験発射とは何かについては何ら言及もない。したがつて発射の意味には試験発射以外の事項が含まれる。協約第1条(b)によると失敗した発射によって生じた損害は協約上の賠償の対象に含まれる。協約第7条(b)から類推されるように発射は点火からはじまるすべての過程を含むとひろく解釈できる。試験発射を発射の範疇に含ませるのは協約を適用を発射成功の如何によって決めるのは適切ではないという意味である。したがつて発射の意味はそれが試験発射であれ、實際の配置のための発射であれエンジンのかかる瞬間からその後のすべての段階が含まれるようできるだけひろく解釈して被害者を厚く保護すべきであろう。

発射国

宇宙物体の発射は国家、個人(法人を含む) それから国際組織によって行わ

7) 責任協約第12条、参照。

8) 責任協約第1条(b)

れる。しかしこれらの発射主体の宇宙活動による損害に対する責任の究極的帰属主体は国家である発射国であるので発射国の意味を明らかにしておく必要がある。すなわち、協約上発射国というのは宇宙物体を発射する国家、発射行為を助長する国家、宇宙物体が発射される領域の国家⁹⁾、宇宙物体の発射に使われた施設の所有国を意味する。

3. 宇宙物体

宇宙事故の際損害賠償責任を問い合わせる根拠である責任協約は宇宙物体によって生じた損害をその責任の基礎にしている。協約では“宇宙物体には発射体とその部品だけではなく宇宙物体の構成品が含まれる”と定められているだけで、これらの用語については何ら言及もない。それでは宇宙物体はそれを構成している物質が必ず地球から出たものでなければならないのか、いいかえれば地球から宇宙空間へ発射されたものだけが宇宙物体であるのか。宇宙物体によって生じた損害に対する国際責任は発射国が負うことになるので宇宙物体の意味を発射行為に關連させてのみ考察してみると、その物体は地球から発射されなければならない。しかし、詳しく調べてみると、責任協約の名は“宇宙物体によって生じた国際責任に関する協約(Convention on International Liability for Damage caused by Space Objects)”であつて、宇宙へ発射された物体によって生じた損害に対する国際責任に関する協約(Convention on International Liability for Damage caused by Space Objects launched into Outer Space)ではない。したがつて発射行為とは関係なしで外界の物質で宇宙空間で建設されるか組み立てられた物体は宇宙物体であると解釈するのが協約の目的に照らしてみても合理的である。

9) ここでは発射費用を提供するとか、発射を要請するかまたは自発民が発射資金を提供するか、発射を指揮する發が含まれる。

III. 協約上の責任類型

責任協約は第2条から第6条にわたり宇宙活動によって生じた損害に対する責任を①無過失責任, ②過失責任, ③連帶および個別責任, ④責任免除の4つの項目で類型化しているが、これらの条項が責任協約の核心をなしている。

1. 無過失責任(絶対責任 : Absolute Liability)

責任協約第2条は発射国は自国の宇宙物体により“地上または飛行中の航空機”にえた損害について賠償の絶対責任を定めている。責任協約において究極的問題は宇宙活動によって生じた被害者の損害をだれがどのように負すべきであるかである。損害の公平・妥な負は基本的には加害者の責任について過失責任主義をとるかそれとも無過失責任主義を探るかによって異なる結果になる。

宇宙科学の目覚ましい発達は宇宙活動を促進させると同時に国際社会へ危険をもたらす。危険性のある活動により生じた損害はその行為者がそれを賠償するのが公平と正義に適う。無過失責任主義の必要性は厳しい注意義務を盡くし現在の最高水準の科学技術で対応しても損害が生じたとすると加害者に過失があったとは言えないし、例え過失があったとしても被害者が加害者の過失を立することは非常に難しい。そこで過失がなくても責任を認めるべきであるというのが無過失責任主義である。

特に無過失責任は危険性の高い分野を中心にして展開されてきたし、これからもそうであろう。そこで何が危険性の高いものであるかは時間の過によりわっていくことであるが先進国ですでに認めている交通機関や電気・ガス施設、生・化学工場、核施設などがこれらに当ると言えよう。無過失責任の基礎は危険性のある行為から生じた損害の合理的な取り扱いにより過失責任主義の有する欠陥を補い被害者を厚く保護するところにある。

協約第2条は国際協約上明文で無過失責任を認めた最初の實定規範である。一般的に責任は過失に基づけるのが原則である。しかしある行為が高い

危険性を有している場合にはその行為に対する責任は行為者に求められる注意の程度とは関係なしで責任が生ずる。

では、何故宇宙活動のように超危険性¹⁰⁾を有する活動が許されるのか。宇宙活動はその超危険性にも拘わらず社会に有益であるからである。危険と有益の均衡を取るために無過失責任制度が取り入れたのである。過失責任を克服し、無過失責任を取り入れる原動力はその行為の有する危険性の程度である。危険性の程度が通常水準を越えると大衆に頼りになる唯一の法的保護装置は無過失責任制度である。

危険要素以外にも無過失責任をとる理由としては第1に責任を負わせ得る行為基準を備える程度までの科学と技術がまだ発達していないこと、第2に各国の宇宙プログラムが秘密に包まれていて過失を立証するに必要な情報が得られないこと、第3に道徳的要素であるが、高度かつ特に危険であると知りながらその行為をなす者はそれから得られる利益だけではなく経済的負担も負うべきであるということである。

協約上無過失責任の適用範囲は場所的に限定されている。“地表”というのは陸地、海、地下を含む概念であり、“飛行中の航空機”とは空中に配置されたすべての人工物体を意味することと解釈されるべきである。

2. 過失責任

責任協約第3条は過失責任を負う場合について定めている。協約の原文はつきの通りである。

In the event of damage being caused elsewhere than on the surface of the earth to a space object of one launching state or to persons or property on board such a space object by a space object

10) 超危険的である行為(ultra-hazardous)はその行為が危険を実現させる可能性が高いという意味での超危険性であるというより、危険の実現が例外的ではなくて発生可能性のない場合にも一事故が発生するとその結果が非常に廣範囲にわたって影響をおよぼすという事を意味するので深刻な不正義と困難を回避できるとしたら結果責任に関する特別規定が必要である。

of another launching State, the latter shall be liable only if the damage is due to its fault of persons for whom it is responsible.

これは地表以外の場所、言い換えれば宇宙で宇宙物体同士が衝突し合うとか電磁氣的干渉などで損害が生じた場合における宇宙物体発射国相互間の責任関係を定めたものである。¹¹⁾発射国を異にする宇宙物体同士が衝突した場合、発射国相互間の責任関係は専ら過失責任主義によって決まる。しかし協約には過失に対する説明がない。伝統的に過失責任はある状況で合理的であると思われる程度の注意義務を拂わなかつた時生じる。しかし宇宙活動の場合には右のような説明だけでは足りない。何故ならば宇宙活動に違反しても過失になる行為規範が存在しないからである。このため発射国に過失があるとするためには①発射国が回収技術を保有しながら故意で衛星を放置するか、②静止軌道で求められる衛星間の安全距離を守らなかつたか、③非活動衛星を處分軌道に配置しなかつたか、④宇宙ゴミの発生を緩和させなかつたか、⑤宇宙活動により発生する宇宙ゴミの処理を拒むなどの行為があることなどがあげられている。¹²⁾

宇宙で宇宙物体によって生じた損害について過失責任を認める理由は行為結果に対する認識と危険の収容に関する関連当事者が対等であるからである。地上被害とは異なり宇宙物体を発射する国は自分達が從事している活動にどういう危険があるかを確實に知っているからである。

過失責任であれ、無過失責任であれ、すべての責任制度は被害者が損害賠償請求をするためには加害者である発射国がどの国であるかを見定めなければならない。どの発射国によって棄てられたか確認不能の宇宙ゴミによる牲者は實際救済を受けられない。このため宇宙物体を追跡し、監視する国際機構の設置や発射国による特別基金をつくる必要性がある。

11) 1980年の推定によると活動している衛星同士の衝突可能性は9千万年に1回程度であったのが宇宙物体の増加とともに1984年には27,000年に1回、同じペースで宇宙物体の量が増えるとしたら、1990年からは毎年1回の衝突事故が発生する可能性があると言われている。

12) H.A. Baker, "Liability for Damage Caused in Outer Space by Space Refuse" Annals of Air and Space Law, vol. 12, 1988, pp.183-192.

3. 連帶および個人責任

責任協約は連帶および個人責任を負う形態を二つに分けている。その一つは第4条の定めていることであるが、ある発射国の宇宙物体またはその宇宙物 上の人または財産が他の発射国の宇宙物体によって地上以外の場所で損害を被るにとどまらず第3国または第3国の国民に損害を与えた場合には当該2国は第3国に連帶および個別責任を負う。例えば、宇宙空間でA発射国の宇宙物体とB発射国の宇宙物体が衝突して損害が生じ、その結果C国やC国の国民に損害が生じた場合にはA・B両国はC国に対して連帶および個別責任を負わなければならないということである。

この場合第3国の損害が地上や飛行中の航空機で生じた場合には無過失責任を、損害が宇宙空間で生じた場合には過失責任を負う。連帶及び個別責任を負うすべての場合に責任負担は過失の程度により配分される。過失の範囲が立証されない場合には両者に等しく配分される。それからその分担は連帶及び個別責任を負う一方または両方の国家に完全補償を求める第3国の権利を妨げないと協約は定めている。即ち、いずれの場合にせよ、損害を被った国は過失問題を論ぜずどの発射国に対しても一部または全部の賠償を同時または順次請求できるのである。

責任協約第5条では2ヶ国以上の国が共同で一つの宇宙物体を発射した場合にはそれらの国は常に生じた損害について連帶及び個別責任を負う。この場合損害を賠償した国は共同発射に参加した国に対して求償権を持つ。共同発射に参加する国々は分担分について協定を結ぶことができるが、その協定によって第4条で定めているように被害国の権利を害することはできない。共同発射の場合宇宙物体が発射された領域国または施設国も共同発射において参加者として見なされる。

4. 責任免除

だれでも自分の行為によらず他人の行為にまで責任を負うわけではない。

この原則は過失責任を取るか、無過失責任を取るかに關係なく適用される。どの制度においても権利には義務がつくものである。地上や飛行中の航空機に生じた損害については宇宙物体発射国が無過失責任を負う。しかし発射国の責任協約第6条による場合には責任を負わない場合もあり得る。同条第1項によると無過失責任から免れるのは被害者側の重大な過失または故意による作為または不作為によって損害の全部または一部が生じたことを発射国が立した場合である。ここで免除されるというのは無過失責任からの免除である。第6条は結果的に過失責任と無過失責任との差異を曖昧にしてしまう。本条は被害者に過失がある場合には事實上無過失責任を過失責任へ転換させる。しかし大きな違いがある。責任から免れるためには無過失責任の場合には損害発生の立証責任は被害者が負う反面、被害者側に過失があるという立証責任は発射国が負うのである。しかし過失責任の場合には発射国の過失を被害者が立証しなければならない。

無過失責任の免除は被害者側に重大な過失や故意がある場合にのみ認められ、発射国の行為が特にUN憲章、宇宙条約を含む国際法と一致しない方法でなされた場合には被害者の過失の有無と關係なしで発射国は責任は免除されない。¹³⁾それから免除は発射国が請求者側の過失を立証する範囲まで認められる。

IV. 損害賠償の求手續

責任協約は第8条から20条にかけて損害賠償請求手続きについて定めている。損害賠償主体については第8条で定めている。その定めによると国自身または自国民が損害を被った国は損害賠償を発射国に行使し得る。国自身が被った損害に対して請求をしないとどの国も賠償を請求できない。しかし個人が損害を被った場合には国籍国が請求をしない場合には被害者の永住地国が請求できる。言い換えれば、請求のできる国は①損害の被った国、②個人被害者の国籍国、③個人被害者の永住地国であり、個人被害者の救済のため

13) 責任協約第6条第2項。

の損害賠償請求権の行使は国籍国－損害発生国－永住地国の順になされが、先行者が権利を行使した場合には後行者は権利を行使できないようにし、請求の複雑さを避けるようにしている。

損害請求手続きについては同協約第9条で定めている。損害賠償請求は外交チャネルを通して発射国になさらなければならぬ。外交関係がない場合には第3国やUN事務総長を通して請求し得る。UN事務総長を通す場合には請求国と発射国ともにUN会員国でなければならない。

損害賠償請求権の行使期間については協約第10条で定めている。同条第1項によると損害賠償請求は損害発生時からまたは宇宙物体の発射国を確認した時から1年以内になされなければならない。しかし被害国は相期間自国で生じた損害を認識していないか発射国が確認できない場合があり得る。このような場合に備えて第2項は損害の発生や発射国が確認できない場合にはその事實を知った日から1年以内に請求できると定めているがこの期間は適切な注意義務を払つたらその事實を知りえたと合理的に期待される日から1年を越えられない。宇宙活動は超危険性を有しているので損害の範囲が相当期間分からぬ場合がありうる。¹⁴⁾このような状況に備えて第10条第3項は損害の全範囲が知られた後1年まで第1項及び第2項の期間満了後請求を修正し、追加的に証據書類が提出できるように定めている。

協約第11条は宇宙物により生じた損害を被つた被害者が国内での救済を待たず直ちに国際請求できるよう迅速な請求手続きにすべきであると定めている。そうであるとして被害国の個人が発射国に対して発射国の裁判所や行政官庁に対して損害賠償請求を禁ずるのではない。同条第2項は救済手続きがすでに発射国の国内法体系のなかで始まった場合には発射国に対する被害国の請求を禁することによって被害国が請求権を使用しない場合にも被害者個人にして請求機会を持つよう定めている。言い換えれば、個人被害者は国から離れて国内救済手続きを選ぶこともできる。

協約第12条は発射国の賠償すべき賠償額を定めている。支払われるべき

14) 例えば、核推進衛星によって生じた損害や非核推進衛星が化学工場や核施設へ墜落して生じた損害の範囲は数年間知られないこともあり得る。

賠償額は損害を被る以前の状態へ被害者を回復させる程度の額である。同条で賠償は国際法と正義と公平の原則に従い決定すべきであると定め、明文を持って解決している。¹⁵⁾協約第13条は賠償の方法を定めたもので賠償の方法に関して別の合意がない限り金銭賠償を原則としている。金銭賠償の場合、請求国の通貨が原則で請求国が被請求国の通貨出の支払を求める場合にはそうしても差し支えないであろう。

協約第14条から第20条までは請求委員会について定めている。第8条により外交交渉を通して請求問題が片付けられない場合には請求国が請求書類提出の事實を発射国に知らせた日から1年以内に関連当事者らは一方当事者の要求に従い請求委員会を設けなければならない。¹⁶⁾第14条は請求委員会の義務的設置を定めたものでその設置要求は選擇的であるが、一方当事者の要求がある場合には他の当事者の同意は義務的である。

請求委員会は3人の委員で構成され委員会設置要求日から2ヶ月以内に請求国と発射国がそれぞれ1人ずつ任命する。議長は合意によって選出される。委員会設置要求日から4ヶ月以内に議長選出に合意できない場合には一方当事者はその時点から2ヶ月以内にUN事務総長に議長の指名を要求することができる。¹⁷⁾当事者の一方が期間内に委員を指名しない場合には他の当事者の要求に従い議長は一人委員請求委員会を構成しなければならない。

委員会は委員会手続きを定めなければならない。委員会は委員会の位置する場所の決定とその他のすべての判決と審判は多数得票による。¹⁸⁾第17条は請求国や発射国が複数である場合にも集団で一人の請求委員を任命すると定めている。賠償委員会は請求の是非を測り賠償額を決定する。¹⁹⁾しかし第18条は責任を一定額に制限していない。どの国にせよ、数十、数百億ドル

15) これに対して協約案作成当時イタリア代表は責任の一般原則において正義と衡平を考慮することは(損害賠償)仲裁委員会が損害を起こした発に存在する発内法的制度を考慮することが可能になるようこれを協約に定める立場をとり、ブルガリア代表は損害賠償の程度を決定するにおいて正義と衡平の原則が副次的な事であって、これらは発際法原則を補うことであると言った(I.H. Ph. Diderikes - Verschoor, "An Introduction to space law", 1993, p. 35).

16) 責任協約第14条.

17) 責任協約第15条.

18) 責任協約第16条.

19) 責任協約第19条.

にいたる財政支出は現実的に不可能である。このために協約を改定して保険を義務づけるとか国際基金を確立する必要がある。

委員会の判決は当事者たちが合意した場合、最終的であり、拘束力がある。そうしない場合には委員会は最終的かつ勧告的審判を下さなければならぬし、当事者たちはそれを善意を持って考慮しなければならない。委員会は判決と審判の理由を明らかにしなければならない。²⁰⁾委員会は可能な限り迅速にして委員会が期間の延長が必要でないと見る限り委員会は設置日から1年以内に判決や審判を下さなければならない。²¹⁾委員会は判決や審判を公表しなければならないし、当事者たちとUN事務総長宛に判決や審判の正本を送達しなければならない。協約第20条は委員会の費用に関する定めで委員会が別の決定をしない限り当事者たちが公平に負するよう定めている。

V. 結語

責任協約は宇宙活動で当事者間の契約上の責任関係は専ら国内法に委せて不法行為による責任を扱っている。

現実的に宇宙活動ではじまる責任問題は宇宙物体発射国と宇宙物体利用者、即ち顧客との関係で生じる場合が発射国と宇宙物体利用者以外の第3者との関係で生じる場合より端然と多いであろう。しかし右で考察してみた責任協約は第3者に対する損害についてのみ国家の賠償責任を規律している。宇宙活動の私営化が次第に活発になっていくという事實を念頭におくと発射国と宇宙物体利用者間で損害が生じた場合その責任関係を規律する国際立法を別途つくっておくか、それとも責任協約を補正して法適用の統一を期すのが望ましいであろう。

20) 責任協約第19条第2項。

21) 責任協約第19条第3項。